

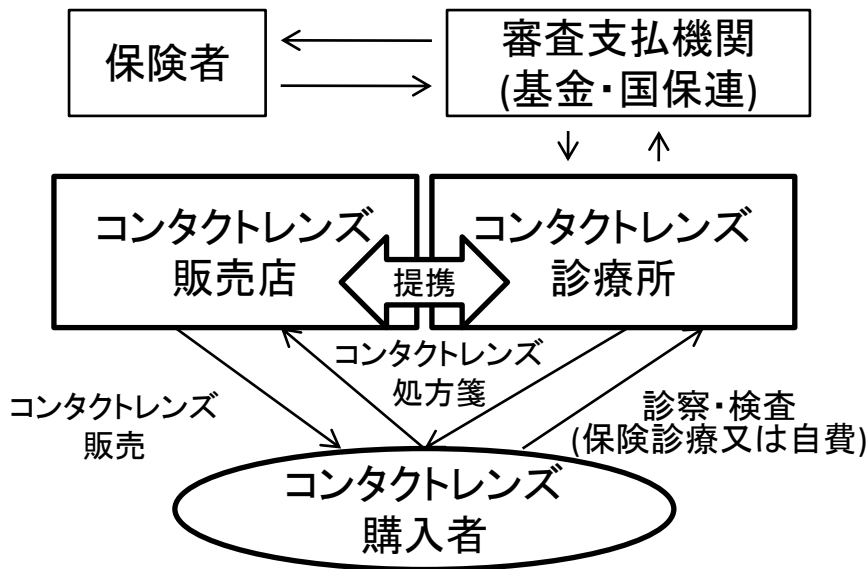
今回の事案の背景等

【参考1】

【背景】

- 機能性・利便性に優れたコンタクトレンズの開発による装用者・市場規模の急拡大
- コンタクトレンズ診療に特化した医療機関が多数開設され、不正請求の存在が指摘。

【仕組み】



【今回事案の状況】

- ① 住友元監査官は、シンワメディカル社系列のコンタクトレンズ診療所に対して、不当に利益を上げることができる方法をアドバイスしていた。
- ② ①のアドバイスを受けた診療所の主張への対応に苦慮した地方社会保険事務局(当時)からの疑義照会に対して、住友元監査官は、上司の決裁等を経ることなく個人の判断で適法と説明していた。
- ③ 住友元監査官は、異動後も地方厚生(支)局都府県事務所等への働きかけ等を行っていた(*これによって指導監査の内容が変えられたことは無かった)。

【行政の取組】

- コンタクトレンズ検査料の創設(H18.4改定)
 - ・適正化を目的とし、初・再診料、屈折検査料、精密眼圧測定料等を包括化
 - ・コンタクトレンズ検査に係る患者割合が70%以上は低い点数を設定(コンタクトレンズ販売店併設診療所による診療報酬請求の適正化を図るための施設基準)

→しかし、販売店併設診療所において、不適切な施設基準の届出や請求が疑われた。

(不適切な請求の例)

- ・意図的な病名追加、不必要な検査・治療の実施
- ・定期的に廃止・新規を繰り返し、初診料を複数回請求
- ・無資格者による検査等

- コンタクトレンズ診療所に対する指導監査の実施
 - ・平成18年12月以降、全国的な指導等を展開。

- コンタクトレンズ検査料の見直し(H20.4改定)
 - ・施設基準の厳格化(70%以上から30%以上へ。)
 - ・初回装用と既装用を一本化し、点数引下げ。